

177-衆-外務委員会-7号 平成23年04月20日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

福島第一原発事故の影響で、母港の米海軍横須賀基地を離れていた米原子力空母ジョージ・ワシントンが、きょう四月二十日、横須賀港に戻ってまいります。

外務省は、四月の十八日に、在京米大使館から口上書をもって、この空母の安全性は完全に確保されている、こういうアメリカ政府からの説明を受けたことを明らかにしております。この口上書では、今回、重大事故を起こした福島原発の原子炉と対比させて、「商業用原子炉の設計と原子力軍艦のために設計された海軍の原子炉の間には、その任務の違いから、大きな違いがある。」として、専らその安全性を強調しておりますが、外務省は、在京米国大使館のだれからだれにこの説明があって、そして、この口上書を受け取る際に、何と言って受け取ったのでしょうか。伺いたいと思います。

○松本（剛） 国務大臣 大使館から、外務省として口上書を受け取ったというふうに理解をいたしておりますけれども。

○笠井委員 いや、だから、だれからだれに渡されて、そのときに、受け取って、外務省としては何か言ったのかということです。何と言って受け取ったのか。

○松本（剛） 国務大臣 ちょっと、どのようなあれがあったかは、会話が合ったというか、あれですけれども、口上書というものであります以上は、在京米国大使館という組織から外務省に口上書として伝えられたというふうに理解をしておるんですが。

○笠井委員 人から人に渡されたはずですけれども。

松本大臣は、前回、四月十五日の私の質問に対して、米原子力艦船に関するアメリカの説明に対して、私どもから申し上げることはない、直接申し上げることはないというふうに答弁されましたが、今回の説明を受けた、文書が渡された、届いたということの際にも、内容について確認したり質問したりとか、何も言わなかったのかどうか。そして、いまだおさまらない福島原発事故を受けて、原子力艦船が寄港している関係自治体や住民から不安の声が上がっているわけですが、そういうことも伝えなかったのかどうか。

これは何かメールで送られてきたというわけじゃないでしょう。だからそのときに、つまり大臣は前回、この問題についてアメリカに申し上げることはないと言われたけれども、受け取ったときに何も言わなかったのか。現地の不安があるとか、国民の中にこういう問題があるとかということも含めて、外務省としては受け取って何も言わなかったのかどうか、そこを伺っているんです。

○松本（剛） 国務大臣 米軍が日本に駐留するに当たっては、その地域の住民の方々に御理解をいただき、また、地域の皆さんからの御要望や御照会にはお答えをさせていただくということが必要であって、安定的な駐留のためにはそういうコミュニケーションが必要であるということは日ごろから積み重ねを行っているところであります。空母ジョージ・ワシントンが横須賀にいることについてのさまざまな課題については、日ごろから、地域、そして私ども、米軍ということでやりとりをしていく中で、必要な情報提供、開示は行われているというふうに理解をしておりますが、今回の口上書に関しては、私が承知をしている限りでは、事務的に受け取ったというふうに理解をしております。

○笠井委員 受け取っただけだ、説明を受けただけだということでもあります。

この口上書を見ますと、福島原発事故によって原発の安全神話が今本当に大きく崩れている、こういう状況なのに、軍艦の原子力は別だということであくまでしがみついて、固執する立場になっております。その説明を受け取るというだけで、うのみにして、横須賀市にただ伝えるだけでは、何の安全性の担保にもならず、地元住民も国民も納得できないんじゃないかと私は思うんです。

例えば、伺いたいんですが、この口上書によりますと、「合衆国海軍の原子炉は、福島第一原子力発電所の原子炉と異なり、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性のみによって、炉心を冷却できる」というふうに書いてありますけれども、原子炉の性能や構造、核燃料の構造など、基本的情報について、アメリカの側は軍事機密ということをして盾にして公表しておりませんが、公表していないのに、こういうふうにはアメリカ側が説明したら、安全性はその説明で大丈夫だと客観的に判断できるんでしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 今、一つ一つの技術的評価について私がコメントをすることはできませんけれども、私どもとしては、やはり、横須賀の市長からも原子力推進艦船の安全性の再確認を求める要請書というのをいただいております。私どもの外務省の方から市長に対して、米国からの説明の内容は御報告を申し上げるという形で、できるだけ緊密に情報を提供し、御理解をいただくように努めているというふうに考えております。

○笠井委員 横須賀の市長から要請があつてアメリカに伝えて、アメリカからその説明があつて、それをそのまま横須賀に伝えるというだけじゃ、日本政府としての主体的なかわりがありませんよね。技術的な情報というけれども、今言ったことについても本当に客観的に判断できるのか。

では、例えば、また伺いますが、この口上書では、「合衆国の原子力軍艦は、五十年以上にわたり、一度たりとも原子炉事故や人の健康を害し、又は、海洋生物や環境に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。」こう書いてあります。しかし、これ自体が私は事実と違うと思うんですね。

大臣、これまでも米原子力艦船は数々の重大事故を起こしております。一九八八年にアメリカの研究者が作成したレポートがありまして、日本の港に停泊した軍艦における核事故というのがあります。このレポート、報告書を見ますと、八〇年代までに公開された情報だけでも、米海軍の核事故、事件が三百件以上発生していると。一九九九年十一月三十日には、ジョージ・ワシントンと同じタイプ、同型の空母ステニスが座礁をして、海水による冷却システムが汚泥を吸い込んで原子炉が一基ストップし、また自動ストップということでもう一基、二基とも緊急停止するという事故が起きました。

だから、ただアメリカの言い分で、安全に一貫してやってきて事故がなかったというだけをうのみにして、それを横須賀市に伝えるというわけにはいかないんじゃないかと思うんですけれども、日本政府として、そういうことについてどういふかかわりを持つんでしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 今御指摘の一九九九年十一月の事故というのは、原子力空母ジョン・C・ステニスの座礁事故を指しておられるのではないかというふうに思っておりますが、これは、浅瀬を航行中に冷却水の取水口に海底の汚泥が吸い込まれたということで、乗員は手順に従って一基の原子炉を停止、もう一基の原子炉は想定どおり自動的に停止をされ、原子炉は四十五分後に再稼働されたということで、その間、原子炉の冷却装置が損なわれることはなかったというふうには発表されているというふうには承知をいたしております。

○笠井委員 でも、それは原子炉事故ですよ。事故がなかったというのが、口上書で五十年間なかったというわけですけども、それも違うと思うんです。

では、口上書では自然災害についても言っています。「停泊している原子力軍艦が水に浮いているということは、地震の間に感じられる地面の震動に対して緩衝材の役割を果たす。」と書いてあります。また、「横須賀に停泊中に発生した三月十一日の地震及び津波によって、その停泊が影響を受けることはなかった。」というふうに説明しているわけですが、私、これも通用するのかという問題が出てくると思うんですよ、疑問が出てくる。

今回も、横須賀ではなく、大津波が直撃した場所ですけども、大型船が陸に打ち上げられて破壊されるということがありました。もう映像で衝撃的なことがあった。巨大な力で原子力艦船も岸壁に打ちつけられる可能性があるということだって、今回の地震、津波の破壊力を示した一つのあれだったと思うんですよ。

そうしますと、前回もあれしましたファクトシートの問題を含めて、想定しがたいということを書いてアメリカがやっている、その言い分を認めるというだけではないんじゃないか。自然災害だって、横須賀にあつてそのときに、いや、それは大丈夫でしたよと言うけれども、それは横須賀にいたジョージ・ワシントンですね。ただ、津波は東北、北関東の方にあつたわけですから、では逆に、その横須賀を直撃するような形で津波が来たときには大丈夫かといったら、この説明では大丈夫とは言えないんじゃないかと思うんですがね。

そういう点はどのようにお考えになりますか。それも、そのままアメリカの説明を、口上書を受け取って横須賀に伝えました、これで日本政府は役割を果たした、責任を果たしたというふうになりますか。

○松本（剛） 国務大臣 ファクトシートも、委員よく御案内だと思いますので、私の方から申し上げる部分はもうないと思いますが、内容としては、こういった対応を予定しており、このような事故は想定しがたいとか、こういったことが起こることは想定をしがたいとし、その上で、想定をしがたいことが起こった場合にもこういうことも考えられるということが書いてあったように私自身は記憶をいたしております。

もちろん、説明をするということがまず大変重要なことだろうというふうに思っておりますし、私どもとしても、先ほど申し上げたように、さまざまなやりとりをさせていただいているその個別のやりとりを、すべてここで申し上げるのは差し控えさせていただきたいというふうに申し上げました。

今回は、四月の十八日の日は、口上書を、事務的に受け取ったものをまずは横須賀市長にお伝えすべきということでお伝えをさせていただいておりますし、もちろん、その後も、そしてそれ以前も含めて、地域の皆様と米国と私どもとの密接な連携と連絡、情報共有というのは今後も推進をさせていきたい、このように考えております。

○笠井委員 日ごろからやっているという話なんですけど、では、今回の大震災と津波後にアメリカから口上書を受け取ったのは、これで何回目ですか。

○松本（剛） 国務大臣 これは三月十一日以降ということですよ。（笠井委員「以降です。安全性についての口上書が来たというのは今回初めてですか」と呼ぶ）この件に関しては、少なくとも今回初めてだと思います。

○笠井委員 ですから、これまでもやってきたと言うけれども、大地震と津波があつた後、口上書が来た時点ですから、この時点で、少なくともやはり安全性の問題について、日本側からも、もう一回ちゃんと確認したり言ったりというやりとりがあつて当然だと思うんですよ。

大臣は今ファクトシートのもを言われましたけれども、さまざまなケースを含めて議論されている、想定しがたいという前提に立ってというふうなことを言われますけれども、しかし、事故を想定しがたいということを前提にさまざまなケースについて論ずるのか、それとも、あらゆる事態を想定した上で対策を講ずるというのか、このスタンス、根本的に違うと思うんです。それなのに、政府は、アメリカが言う安全性について、今回の大地震の後にも、津波の後にも、主体的検討じゃなくて、受け取ったら、それは渡しましたというふうに国民に流している、市民に流しているだけ。これでは国民の不安を払拭して安全を担保することができないと思うんですよ。

きょう朝日新聞にも、その点で、「横須賀の原子力艦は大丈夫か」という、「声」の欄に、冒頭に出ていますよ。こういうのをみんな思っているときですから、私は、原発の見直し、総点検は今や国民多数の世論です。

ロナルド・レーガンは、きのう佐世保にまた入りました。佐世保はこの間、一カ月に三回も原子力空母が入っているわけです。だから、そういう点でいうと、原子力艦船だけは例外というのは許されないで、ここは少なくとも注意喚起するとか、改めてアメリカともやりとりしてみたいとか、それぐらい言わないといけないんじゃないですか。

○松本（剛） 国務大臣 米軍の原子力推進艦船の原子炉が商業用の原子炉と比べて頑丈に設計されているということは、もう既に委員もお認めになられているところではないかというふうに思っております。

また、我が国政府として、原子力推進艦船の入港などに関しては、極めてかたい見積もりに基づいて、現実的には、それこそ想定しがたいような状況までを仮定して、安全面での評価を行った上で、防災対応などを策定してきたと考えております。

また、先ほどお触れになったファクトシートも、何点か、やはり極めて想定しがたい事故、事態が起こった場合にもこのようなどいうことで書いてあって、まさに委員がおっしゃったように、想定はこういう範囲でされる、そして想定しがたい場合にはこういうことをしなければいけないということが記載をされているという意味では、まさに委員のお考えに沿ったものではないかというふうに思います。

私どもとしては、政府としては、やはり米軍の原子力推進艦船の運用に当たっては、その安全性について万全を期するように米側にも引き続き求めていくという、この考え方は変わりません。

○笠井委員 委員も認めていると言いましたけれども、私はアメリカ側の説明について認めていませんから。そこは違いますから。だって、アメリカは軍事機密にして明らかにしていないんだから、本当に大丈夫かということについてはわからないですよ、これでは。

次に、今回の東日本大震災の救援、復興に係る補正予算の問題が出てまいります、その財源をどう確保するかが今大問題になってきております。

そこで、在日米軍駐留経費の負担、訓練移転費の問題について質問したいんですが、さきの特別協定は、五年間で約一兆円の経費を日本側が負担するというものでありました。それ以外にも、総額三兆円ともされてきた米軍再編経費がございます。この特別協定分と米軍再編経費、全体の中で米軍の訓練移転に係る負担というのは四つあって、一つはNLPの訓練、二つ目に県道一〇四号線越えの実弾演習、三つ目にパラシュート降下訓練、四つ目に米軍再編に係る航空機の訓練の移転ということで、これを合わせてみますと、平成二十一年度までに百五十三億円が既に支出されております。

そこで、今回の特別協定で新たに加わった米軍再編に係る訓練移転の拡充ではありますが、日米合意では、日本国政府の要請に基づき実施する訓練の移転先として、新たにアメリカ合衆国の施政のもとにある領域が追加をされております。なぜ米国の施政のもとにある領域まで広げたのか、グアムだけにしなかったのはなぜなのでしょう。

○松本（剛） 国務大臣 今回の移転で私どもがいわば負担をするというんでしょうか、これは委員もよく御承知のように、そもそも我が国で行われていた訓練であって、また我が国政府が適当と判断をして要請をする場合に、移転される訓練の追加的に必要となる経費を負担するというふうに理解をいたしております。

その点で、新たにグアムへの訓練移転ということが、先ほど副大臣も別の方との審議で言及をされておられましたけれども、今計画をされておりますので、これはしっかりと、この追加的な費用には私どもが負担する形で訓練移転が行われて、負担が軽減をされることにつながる、資するものであるということで、そのような規定を設け、体制を整えているところでございます。

○笠井委員 いや、今の説明で、グアムというならまだそれは説明の中でわかるんですが、アメリカの施政のもとにある領域というふうに追加をした、何でグアムだけにしなかったのかというのを聞いたんですが、それはいいというような意味じゃないですよ。

○松本（剛） 国務大臣 大切なことは、やはり負担が軽減をされるということであろうかというふうに思っております。

その意味で、今、私どもは、確かにグアムの移転計画というものはあるわけでありましてけれども、引き続き訓練移転というものは私どもが要請をして、私どもが適当だと判断をしたという形の先について、今ここで限定する規定を設けるかどうかということについては、その必要はないのではないかというふうに考えます。

○笠井委員 そうすると、無限定にして、今後アメリカがこっちに移転するよとなった場合については、そこも出していくということになるということだと思うんです。

訓練の回数も今後日米間で調整するとしておりますし、負担割合についても、平成十九年の合意では日本側が四分の三であるのに対して、今回の合意というのは、その負担割合も明記されていない。

この訓練移転の拡充の目的に、「嘉手納飛行場における更なる騒音軽減を図る。」というふうにあります。先ほど負担軽減というお話もありました。しかし、嘉手納基地では、むしろ外来機の訓練がふえて、負担軽減どころか負担増加になっているというのが実態であります。

なぜそんなことになっているかと考えてみますと、それは嘉手納基地を中心にして、沖縄そのものが米軍機の訓練空域となっているというのが非常に大きな問題だ。沖縄の周辺空域の約四〇%がウオーニングエリアと呼ばれる米軍専用の軍事空域となっていて、空対空、空対地、空対水の実弾射撃や各種の戦闘訓練が頻繁に行われて、民間機の安全航行にも甚大な影響が出ている。

つまり、その訓練空域をそのままにして、一方でアメリカが要求するままに移転費を負担し続けるというふうになるから、米軍は日本側が負担する移転費を使って移転先でやりただけ訓練するということとともに、嘉手納基地であいた分は、今度は空域を使えるんだからということで外来機がどんどんやってきて、専用空域で好きなだけ訓練をする。これはまさにやりたい放題になっちゃうというふうに思うんですよ。

だから、嘉手納基地を初めとして米軍機の訓練の負担を根本的に軽減しようと思ったら、この広大な訓練空域そのものを削減するとか撤去するとか、それこそそういうふうにやらないと、本当の意味で負担軽減とか解決策にならないんじゃないかと思うんですけれども、この点、大臣、いかがでしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 その前に、先ほど委員、無限定とおっしゃいましたけれども、そもそも特別協定、よく御存じだと思いますけれども、国内の施設・区域で米軍が行ってきている訓練について、日本側の要請によりこれを米国の施政下にある領域に移転する場合、これに伴って追加

的に必要となる経費を日本側が負担できる旨の規定でありまして、米国の施政下にある領域というのを具体的に特定していないという意味で委員が御議論されているんだとすればそうですけれども、費用を負担する範囲が無限定であるということでおっしゃっているんだとすればそれは正確ではないというふうに、このように考えております。

なお、その上で、負担軽減というのは私どももぜひ進めていかなければいけない、私どもの大切な仕事だと思っておりますし、今お話がありましたように、騒音の問題については、これまでも騒音に関する措置などの遵守を、前原大臣のときも、沖縄において、またこちらで在京の米国大使館においても申し入れを行っているところでありますけれども、私どもとしては、引き続き遵守をしていただいて、沖縄の皆様の負担を軽減するように、生活に極力御迷惑をおかけすることを減らしていくことができるように努力をしていきたい、このように思っております。

○笠井委員 さっきの話は、グアムでなく、アメリカの施政下という点では限定がないとおっしゃったんですね。だから無限定ということで、つまり、日本側が要請するかどうかの経過はあったとしても、アメリカ側が移転ということでここに行きたいよと言ったときには、そういう流れの中で、移転するときに経費負担という話になってくる。無限定な、だって、グアムと書いていないんですから、そういうことだと言ったんです。

しかも、今の後半の方の話は、私が聞いたことにお答えになっていないんですね。嘉手納基地を初めとして、本当に負担軽減のためには訓練空域そのものについて見直さなきゃだめじゃないかということなんですけれども、そういうことも含めて考えないと、本当の意味で負担軽減にならないんじゃないですか。そこを端的にお願いします。

○松本（剛） 国務大臣 在日米軍が果たす役割、我が国の防衛と地域の平和と安定の役割をしっかりと果たしていただく中で、同時に負担を軽減させていくというふうな面で、私どももできる限りのことをしていきたいということを申し上げた趣旨でございます。

○笠井委員 本国アメリカの施政下にあるところに移転が可能ということであれば、沖縄の駐留自体も打ちやめにして本国に移転するというような話が出てくるわけでありまして、それを、移転をしてほしければ費用を負担しろと言わんばかりの措置というのは、まさに気前のいい日本という、この実態そのものになってくる。

特別協定の審議で、私は、戦後未曾有の大震災のもとで、特別協定をきっぱりやめるようにアメリカ側と交渉すべきだと求めましたけれども、にもかかわらず、国会承認は強行されました。米軍再編経費とNLP以外の訓練移転費というのは、特別協定の年間上限額千八百八十一億円とは別枠の予算計上でありまして、既にグアム移転費については、アメリカの軍事費削減とのかかわりで、日本側の負担増の話さえ出始めているという状況です。

大震災の救援、復興の財源として、それらには一切手をつけず、被災者にも負担させるなんていうことでいろいろな議論があって、消費税増税の検討なんていうのは論外だということだろうと思うので、私は、本当に日本国民の立場に立って、何を本当に今やるべきかということについて真剣に考えるということが必要だと思います。

去る三月三十日の当委員会で、かつて松本大臣が野党時代に、日本側のコストが過剰な負担になっていることに関して、地球規模の米軍の下請的構図になっているというふうに指摘したことをお示ししましたら、大臣は、下請であるという立場に立っている意識はありませんというふうに言われましたけれども、意識する、しないにかかわらず、米側の要求をほとんど、どんどのみ込んで、駐留経費の負担を維持し続けるという実態こそ、まさに下請的な構図の内容であることを改めて指摘し、根本的にこの点での見直しをすべきだと強く求めて、質問を終わります。